

令和元年第 4 回定例
夕張市議会会議録
令和元年 12 月 3 日(火曜日)
午前 10 時 30 分開会

◎議事日程

- 第 1 会期の決定について
第 2 市長並びに教育委員会教育長の行政報告と
報告に対する質問
第 3 議案第 1 号 夕張市財政再生計画の変更につ
いて
第 4 議案第 2 号 令和元年度夕張市一般会計補
正予算
議案第 6 号 夕張市営住宅条例の一部改正
について
議案第 7 号 夕張市賃貸住宅条例の一部改
正について
第 5 一般質問

◎出席議員 (8 名)

君 島 孝 夫 君
小 林 尚 文 君
大 山 修 二 君
本 田 靖 人 君
千 葉 勝 君
熊 谷 桂 子 君
高 間 澄 子 君
今 川 和 哉 君

◎欠席議員 (0 名)

午前 10 時 30 分 开会

- 事務局長 木村卓也君 ご起立願います。
●議長 小林尚文君 ただいまから、令和元年第
4 回定例夕張市議会を開会いたします。
●議長 小林尚文君 本日の出席議員は 8 名全員
であります。

●議長 小林尚文君 これより、本日の会議を開
きます。

●議長 小林尚文君 本日の会議録署名議員は、
会議規則第 125 条の規定により
高間議員
今川議員
を指名いたします。

●議長 小林尚文君 日程に入ります前に、事務
局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 木村卓也君 報告いたします。
本定例市議会に出席を求めた説明員の一覧につ
きましては、お手元に配付のプリントのとおりで
あります。
以上で、報告を終わります。

「別紙」

市長 厚 谷 司 君
教育長 今 勉 君
選挙管理委員会委員長

柳 沼 伸 幸 君
農業委員会会長 後 藤 敏 一 君
監査委員 板 谷 信 男 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 大 友 秀 樹 君
総務課長 芝 木 誠 二 君
地域振興課長 福 富 貴 大 君
財政課長 押野見 正 浩 君
税務課長 池 下 充 君
建設課長 鈴 木 茂 徳 君
土木水道課長 熊 谷 修 君
市民課長 及 川 憲 仁 君
保健福祉課長 平 塚 浩 一 君
生活福祉課長 堀 靖 樹 君
消防長 増 井 佳 紀 君
消防次長 石 黒 友 幹 君

◎教育委員会教育長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育課長 寺 江 和 俊 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 芝 木 誠 二 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 福 富 貴 大 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 木 村 卓 也 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 木 村 卓 也 君

主幹 佐 藤 浩 一 君

●議長 小林尚文 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 小林尚文君 日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

この場合、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

今川委員長。

●今川和哉君（登壇） ただいまから、今期定例市議会の運営に関し、さきに議会運営委員会を開催し協議しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

まず、会期についてであります。付議案件は、議案 10 件、諮問 1 件、報告 4 件であります。意見書案 5 件が目下調整中であり、これらを合わせますと 20 件となるものであります。ただし、意見書案の調整内容等によっては、この件数が変更となることも予測されますので、あらかじめご承知をお願いします。

このほか、通告されております 4 名 4 件の一般質問、さらに前定例市議会以降における市長並びに教

育委員会教育長の行政報告と報告に対する質問でありまして、これらの取り扱いを勘案しながら協議いたしました。会期につきましては、本日から 12 日までの 10 日間と決定しております。

次に、これら案件の取り扱いについてであります。議案第 1 号夕張市財政再生計画の変更について、議案第 2 号令和元年度夕張市一般会計補正予算及び関連の議案第 6 号夕張市営住宅条例の一部改正について、議案第 7 号夕張市賃貸住宅条例の一部改正についての 4 議案につきましては、本会議初日に上程し、即決することとしております。そのほかの案件につきましては、それぞれ本会議最終日に上程し、即決することといたしております。

次に、一般質問の取り扱いにつきましては、従前と同様でありますので、説明を省略いたします。

次に、審議日程につきましては、お手元に配付しております会議日程表に従って順次説明いたしますので、ご覧願います。

まず、本日は、市長並びに教育委員会教育長の行政報告とこれに対する質問を行った後、議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 6 号、議案第 7 号を順次上程、議決し、終了後、一般質問を行い、この日の会議を散会といたします。

次に、4 日、5 日、6 日、9 日、10 日、11 日はいずれも議案調査のため、7 日、8 日は市の休日のため、それぞれ休会といたします。

最後に、12 日でありますが、本会議第 2 日目を開催し、全議案の上程、議決をし、本定例市議会を閉会することとしております。

以上で、報告を終わります。

●議長 小林尚文君 ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本会議の会期を本日から 12 日までの 10 日間と決定して、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本会議の会期は、本日から 12 日までの 10 日間と決定いたしました。

●議長 小林尚文君 日程第 2、市長並びに教育委員会教育長の行政報告と報告に対する質問を行います。

市長。

●市長 厚谷 司君（登壇） 令和元年 9 月 10 日から令和元年 12 月 2 日までの行政について、ご報告申し上げます。

お手元にお配りしたプリントのとおりですので、ご覧いただきたいと思います。

なお、現金及び物品等の寄附につきまして、別紙調書のとおりに個人及び団体から現金及び物品等の寄附がございました。本議会を通じまして感謝の意を表し、報告にかえさせていただきたいと思います。

以上、行政報告を終わります。

●議長 小林尚文君 教育長。

●教育長 今 勉君（登壇） 教育行政報告を申し上げます。

令和元年 9 月 10 日から 12 月 2 日までの動向につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

以上、教育行政報告といたします。

●議長 小林尚文君 これより、報告に対する質問を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですから、日程第 2、市長並びに教育委員会教育長の行政報告と報告に対する質問は、この程度で終結いたします。

●議長 小林尚文君 日程第 3、議案第 1 号夕張市財政再生計画の変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 大友秀樹君（登壇） 議案第 1 号夕張市財政再生計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、9 月に実施した財政再生計画の変更以降に生じた新たな課題に対応するため、国及び北海道との協議を踏まえ、財政再生計画を変更することについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第 9 条第 1 項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、本案は、同法第 10 条第 6 項の規定に基づき総務大臣に協議し、その同意がなされることを前提とすべきものであることから、当該計画変更が効力を有する日について、総務大臣の同意を得た日とあらかじめ設定し、あわせて議会の議決を得ようとするものであります。

計画変更の主な内容としまして、まず、財政再生計画本文の変更についてご説明いたします。

別紙 1 をご覧ください。

平成 29 年 3 月の抜本的見直しにおいて本文を変更した後、市長判断により見送っていた特別職の給与等の改善を図るため、「第 4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額」を変更しようとするものであります。

次に、財政再生計画の歳入歳出年次計画の変更について、一般会計における変更を説明いたします。

参考資料をご覧ください。

歳入歳出における変更計画総額 1 億 3,843 万 9,000 円の主な内容について、歳出からご説明申し上げます。

人件費につきましては、人事院から若年層の給料表引き上げ及び勤勉手当の引き上げの勧告があったことから、本市においても同様の改定を行うための経費、中学校の部活動活性化のため、国の部活動指導員制度を活用し、専門的指導等を行う外部指導者を配置する経費などを計上しております。

次に、物件費につきましては、本年 11 月に発生した幼稚園児送迎車の事故を受け、幼稚園児の安心・安全な通園手段を確保する必要があることから、交通事業者による送迎を行う経費、拠点複合施設の図書館において新たに図書検索システムを導入する経費、本年 4 月に発生した石炭博物館模擬坑道火災の消火のため坑道内へ注水を行い、現在も内部に水が溜まっていることから、今後の方向性について検討を進めるため、排水作業を実施する経費などを計上しております。

次に、維持補修費につきましては、ユーパロ幼稚園の廊下の床の一部が沈下しており危険なため、補修を行う経費などを計上しております。

次に、扶助費につきましては、保育に要する費用算定基準が本年 10 月から改正されたことに伴い、保育施設への給付費に不足が見込まれることから、増加分に係る経費などを計上しております。

次に、繰出金につきましては、人員配置により当初見込みを上回る人件費支出に対応するため、また人事院勧告を受け一般会計職員と同様の改定を行うために介護保険事業会計及び下水道事業会計に繰り出しを行う経費を計上しております。

歳入につきましては、歳出に関連する特定財源として、国・道支出金、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金を計上し、一般財源については繰越金などにより措置するものであります。

このほか、当初予算で計上した事業について、性質変更を行うもの、現行予算で計上済みの一部の事業について、その他収入が得られる見込みのため、一般財源との財源振替を行うものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 小林尚文君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 小林尚文君 日程第 4、議案第 2 号令和元年度夕張市一般会計補正予算、議案第 6 号夕張市営住宅条例の一部改正について、議案第 7 号夕張市賃貸住宅条例の一部改正について、以上 3 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 大友秀樹君（登壇） 議案第 2 号、議案第 6 号及び議案第 7 号の 3 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 2 号夕張市一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、第 1 条債務負担行為につきまして、2 ページの第 1 表に記載のと通りの事項について、期間及び限度額を定め、債務を負担しようとするものであります。

以上で、夕張市一般会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

次に、議案第 6 号夕張市営住宅条例の一部改正について及び議案第 7 号夕張市賃貸住宅条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本 2 議案は、いずれも市営住宅及び賃貸住宅の管理を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき指定管理者により管理できるようにするため、それぞれ条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案第 2 号、議案第 6 号及び議案第 7 号の 3 議案一括して提案理由をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 小林尚文君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 3 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 3 議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 小林尚文君 日程第 5、一般質問を行います。

一般質問の通告は、4 名の 4 件であります。

質問の順序は、熊谷議員、今川議員、本田議員、

千葉議員であります。

それでは、熊谷議員の質問を許します。

熊谷議員。

●熊谷桂子君（登壇） 日本共産党の熊谷桂子です。

ジェンダーギャップと男女共同参画について質問いたします。

世界経済フォーラムが発表した2018年のジェンダーギャップ指数、つまり男女平等の進みぐあいを国ごとにランキングしたのですが、これが149カ国中、日本は第110位という結果でした。

歴史的な経過をたどってみますと、20世紀人類は2度にわたる世界大戦を経験し、平和のないところに人権は存在し得ない、人権のないところに平和は存在し得ないという大きな教訓を得ました。今では人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になっています。

このような意味で、21世紀は人権の世紀と呼ばれているわけですが、日本では男女平等の理念は日本国憲法に明記されており、男女平等の原則が法的には確立されています。しかし、今もなお、男は仕事、女は家庭、育児や介護は女性の仕事といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会や日常生活の中に根強く残っており、このことが家庭や職場においてさまざまな男女差別を生む原因となっています。

また、夫やパートナーからの暴力、DV、性犯罪などの女性に対する暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、妊娠・出産などを理由とする不利益な取り扱いなど、こういった問題も女性の人権に関する重大な問題です。仕事や家庭や地域において、男女ともに自分らしく暮らせる社会を実現していく必要があります。

さらに、ことは女性も男性もともに能力を発揮できる社会を目指す男女共同参画社会基本法の制定20年を迎えました。国連サミットでは2015年採択され、日本も推進しているSDGsの5番目の目標が男女平等を意味するジェンダー平等であり、国連は2030年までに達成しようとしています。

また、最近の主要国首脳会議、G7サミットにおいて、ジェンダー平等は人としての権利、人権の問題であるために主要なテーマとされています。

さらに、日本が目指す男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会、これは男女共同参画社会基本法第2条ですが、この男女共同参画行政は、昭和50年、国連の国際婦人年に端を発しています。

長くなりますので詳しい年表は省きますが、さまざまな国連の会議の中で、全ての重要問題の解決の鍵は女性問題であるとされ、その集大成として女性会議が開催されることになりました。平成7年第4回国連世界女性会議が北京で開かれ、この会議で膨大な議論の末、行動綱領が採択されました。このときに、貧困は女性の顔を持つという言葉が有名になりました。この会議には日本から5,000人もの女性たちが訪中したことから、日本女性たちの日ごろからの人権侵害、男女平等への強い思いが推測されることと思います。

ここで、まず最初に、本市におけるジェンダーギャップについて市長の見解を伺いたいと思います。

●市長 厚谷 司君 答弁調整でお時間いただきます。

●議長 小林尚文君 答弁調整。

市長。

●市長 厚谷 司君（登壇） 熊谷議員のご質問にお答えいたします。

本市のジェンダーギャップについての市長の見解をということでございますが、まず、市職員に限ってということをお話をさせていただきたいと思いますが、市職員における男女格差に関するご質問というふうにお受けとめいたしますが、本市職員の採用、それから昇任、こういったことにおいて男女の性別による格差を設けてはおりませんし、そのようなこ

とはあつてはならないことだと考えております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 ただいまの市長の答弁は、格差もちろん設けていないし、採用についても昇格についてもそういう格差はない。また、あつてはならない。そういうご答弁でした。

現在の市役所の管理職の男女の人数について調べてみましたところ、理事や課長職において、これは男性のみで13名、女性はゼロです。そして、主幹職は男性が17人、女性は2人のみとなっています。管理職全体では32人、そのうち女性はたったの2人で、わずか6.3%にすぎません。この数字についてはどのようにお考えでしょうか。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員のご質問にお答えいたします。

ただいま、市の管理職についてのお話をいただいたところでございますが、議員もご承知いただいておりますとおり、現在、限られた職員数の中で行政運営を行っているところでございます。それで、1問目と繰り返しになりますが、そのような状況の中で男女における格差を設けた形でそのような配置になっているということではないと、そのことについてぜひご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 今の市長の答弁にも、限られた職員数なのでいたし方ないのだと、格差は設けていない。そういうご答弁だったと思います。

それで、ジェンダーバイアスについて、ジェンダーに対する偏見ですね、これは実はさまざまな学者さんたちが調べているのですけれども、この性別にかかわる偏見というのは誰にでもあるというふうには実は言われているところです。ジェンダーバイアス、この偏見がかかった表現、性別による偏見とし

ては、女性なのだから男性を立てて当たり前とか、男のくせに云々、それから、男性でも女性でも、家事労働が得意な人に対して女子力が高い、いいお嫁さんになるなどと、数え上げればきりはありません。これらは数十年前には当たり前のように使われていた言葉や考え方で、それらが日本社会の中の隅々にまで浸透しており、特に地方や高齢者の間では、まだ当然視している方も少なくないのが実情だと言われています。

ことしの4月、東大名誉教でNPO法人ウィメンズアクションネットワーク理事長である上野千鶴子さんのことしの東京大学学部入学式での祝辞が話題となりました。ほんの一部だけ引用しますと、これまであなたが過ごしてきた学校は、建前平等の社会でした。偏差値競争に男女別はありません。ですが、大学に入る時点で、既に隠れた性差別が始まっています。社会に出ればもっとあからさまな性差別が横行しています。東京大学もまた、残念ながらその例の一つです。というもので、まさにそのとおりと、女性の多くの方たちから大きな話題にもなったところです。

また、昨年の今ごろ、大学入試の医学部での受験に男女での大きな不平等が明らかになり、大きな問題になりましたが、内心ではやっぱりねと思った女性も多いと聞きます。

このようなジェンダーギャップ、まだまだ日本全国にある男女格差を解消するために、平成9年、男女共同参画審議会設置法が成立し、この審議会が恒久化されました。平成11年、男女共同参画社会基本法が通常国会で成立しました。衆参両院とも全会一致でした。国会議員の全てが賛成し、参議院議員が超党派で男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけると、こういう前文をつけて完成させたところです。この法律は、日本は国も地方公共団体も国民も男女共同参画社会の形成を目指していくという宣言法です。

今、中学生が公民の授業で、この基本法が制定され、男性も女性も対等に参画し、活動できる男女共

同参画社会をつくることが求められていると学んでいます。また、巻末の参考法令集には、前文のほかに主要な条文も掲載されているところです。

男女共同社会は、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。このように定義されています。

ポジティブアクションは積極的改善措置と定義され、男女平等を達成するための手段として5つの基本理念が掲げられています。1 点目には男女の人権の尊重、2 点目に社会における制度または慣行についての配慮、3 点目に政策などの立案及び決定への共同参画、4 点目に家庭生活における活動と他の活動の両立、5 点目に国際的協調となっています。

そこで、2 点目の質問ですが、本市におけるジェンダーバイアスやジェンダーギャップが解消されることによって行政のメリットとしてどのようなことが考えられるか、今のお話ではジェンダーバイアスやジェンダーギャップがないのだと、たまたま今の職員の人数の割合からいってしょうがないという状況で、ジェンダーバイアスやジェンダーギャップがないという、そういうお話ではあったかと思うのですが、今お話ししましたように、誰もがジェンダーギャップ、ジェンダーバイアスを持っているというふうに言われております。こういったギャップが解消されることで行政としてのメリットはどのようなことが考えられるのか、市長の見解をお聞きします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員のご質問にお答えいたします。

ただいまのジェンダーバイアスについてでございますけれども、職員個々人の考え方を押し量るということは非常に困難でございますけれども、私としては、職員において男だからあるいは女だからという固定観念があるものとは現在感じておりません。私は、女性はもちろん、男性にももっと意欲的かつ

充実して仕事に取り組めるよう、それぞれ、さまざまな実務の研修ですとか、将来の昇進に向けた人事管理の研修、そのようなものの受講を進めていきたいと考えてございます。そのことが職場の活性化、ひいては行政サービスの向上、そして先ほど熊谷議員からお話のございましたジェンダーバイアスの解消にも微力ながら努めていくことができるものと考えております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

熊谷議員、再質問の場合には、簡潔に趣旨を説明して質問に移っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 はい。わかりました。

今、市長のほうから、個人の考え方を押し量ることは困難であるが、というお話でした。市長の考え方としては、これから研修とかそういったことで男女ともに活躍していける、そういう職場を目指したいということでありました。

確かにそれが本当に必要なことだというふうに思うのですけれども、企業内のダイバーシティの推進、これは事業所、行政職も同じだと思うのですけれども、差別されているのは女性だけではなく、障害者、高齢者、外国人やLGBTなど、今や多様な人たちが活躍できる職場づくりが求められています。個々人の考え方を押し量ることは困難という、そういう答弁でしたけれども、個々人の皆さん、職員全体の皆さんがやはり意識改革を図っていく、そういった必要があるのではないかと考えます。

言いかえれば、男性だけが活躍できる職場から、誰もが活躍できる職場へと改善していくための第一歩だというふうに言われております。そして、現在勤務している女子職員のモチベーションもまた随分上がることになるのだろうというふうに思います。平成17年第2次男女共同参画基本法が閣議決定されて、防災、科学技術、さらに2020年までにあらゆる分野の指導的地位に占める女性比率30%程度の

目標が盛り込まれました。しかし、現在日本の女性の就業率、15歳から64歳は上昇してきていますが、いまだライフステージの変化に伴い離職するケースが少なくないなど課題も多いことから、男女共同参画社会基本法の基本理念をもとにして、平成27年、女性活躍推進法というものが成立しました。正式名称は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律で、その名のとおり、働く女性の活躍を後押ししますよという法律です。

現在の日本では、職場の空気を読むことや察するということが求められる、そういう日本の風土というふうに誰もが思っていることが、そういう風土であるというふうに思っている方が多いというふうに思います。

平成30年には、政治分野における男女共同参画推進法が議員立法で成立をしました。

このようにさまざまな法制度が整えられてきましたけれども、世界を見ると日本の状況に思わず言葉を失うというのが専門家の見方です。働きたくても働けない女性が約300万人いる。第1子出産を機に6割の女性が離職する。育児後に再就職する際はパートやアルバイトになる場合が多く、女性雇用者における非正規雇用者は56.6%と6割近い。女性の管理職は1割程度と国際的に見ても非常に低い水準である。このようにまだまだ女性が活躍しているとは言えない状況のために、企業に女性活躍推進の取り組みを実施してもらおうと成立させたのがこの女性活躍推進法です。

この女性活躍推進法の施行に伴って自治体や企業に求められていることは、一言で言うと、自社、自分の事業所で女性活躍にかかわる状況を把握し、行動計画を策定することということが求められています。

そこで、本市のジェンダーギャップに向けた施策の現状について伺います。

●議長 小林尚文君 熊谷議員、これは再質問ですので、市長の答弁に対する再質問ということで、その趣旨を理解していただきまして、要旨をまとめ

て質問お願いしたいと思います。

市長、答弁よろしいですか。

今、事務局と打ち合わせた関係で、これは3番目に入っていますか。

●熊谷桂子君 そうです。

●議長 小林尚文君 であれば、再質問というのは、2番目に対しての再質問まで済んでいて。

●熊谷桂子君 3点目です。申しわけありません。

●議長 小林尚文君 そうですね。

これは再質問と質問を分けて、私が今申し上げたのは、市長の答弁に対する再質問ですので、その部分の再質問ありませんかということでしたので、ご承知おきください。

●熊谷桂子君 はい。申しわけありません。

●議長 小林尚文君 進めます。

市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員のジェンダーギャップ解消に向けた施策の本市での現状ということで、とりわけ女性の活躍を促すような施策がどのようなものが用意されているかというご質問でございますけれども、平成28年度に行いました財政再生計画の抜本見直しにおきまして、1点目として資格取得支援事業、それから2点目といたしまして子供の一時預かり保育、それから3点目として保育料の2子目無料化、こういった事業を計画に新規登載をし、子育て中の方でも必要な資格を取得し、子供を預けながら働く環境づくりを行ったものでございます。一例として答弁をさせていただきます。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 はい。3点目についてはわかりました。4点目に行ってもよろしいでしょうか。

●議長 小林尚文君 進めてください。

●熊谷桂子君 はい。

では次に、本市は策定に向けて検討中というふうになっております男女共同参画に関する計画についてですが、現在、検討されていた本市の策定状況は

どのようになっているのか、伺います。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の男女共同参画に関する計画について、本市の策定状況についてというご質問でございますが、本市における男女共同参画に関する計画といたしましては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法でございますが、その第 15 条に定められております特定事業主行動計画を平成 28 年 3 月に定めまして、市のホームページにおいて公開しているところでございます。また、同法の第 6 条第 2 項に定める市町村推進計画については、今後、策定予定しているところでございます。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。
熊谷議員。

●熊谷桂子君 わかりました。

今、推進計画については今後作成していくという、そういう答弁でした。市長ももちろんご存じと思いますが、この計画は、現在 301 人以下の事業所は努力義務というふうになっていたのですが、道内の行政区の中で市で策定されていないのは夕張市、赤平市、三笠市、砂川市、歌志内市といずれも産炭地のみというふうになっておりました。また、小規模自治体を含む 30 カ所前後の町村でもこの計画を策定している状況であり、産炭地は国のエネルギー政策の転換の中で基幹産業を失い、大量の人口流出の中で同じように大変な思いをされてきて、男女共同参画の施策まではなかなか達成できなかったであろうということがうかがえるというふうに思います。

今ご答弁にもありましたように、この法律、最初の段階では従業員 301 人以上の事業主ということが対象でしたけれども、法律が変わることになりました。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律、これが第 198 回通常国会の参議院本会議、ことしの 5 月 29 日に可決、成立いたしました。施行日は公布後 1 年以内の政令で定められる日というふうになっています。この法律は

もう、これまでの対象範囲が大きく変わり、夕張市など非正規職員も含めて常時 101 人以上の事業所が対象です。

主な改正点としては、行動計画策定について、行動計画の策定届出義務が常時雇用する労働者が 101 人以上の事業主に拡大されたこと、これは企業における女性活躍に関する PDCA サイクルを広く促すため、一定規模の企業には行動計画の策定を義務づけることが適当であるとされたことによります。なお、ここでいう常時雇用する労働者とは、雇用契約の形態を問わず、パートや契約社員であっても一年以上継続して雇用されているなど事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。情報公開義務についても 101 人以上というふうになりました。

このように法整備が進み、夕張市においても 3 年以内にこれらの計画をつくらなければならないという状況にあるわけですが、そこで改めて女性の市職員の管理職登用について、今後、市長はどのようにお考えなのかについて改めて伺いたいと思います。

5 点目です。済みません。

●議長 小林尚文君 そうですよ。今、再質問は 4 番目に対してのご答弁をいただくということになりますけれども、今の部分は質問要旨の 5 番目に入っていますね。その部分で答弁をいただいてよろしいですか。

●熊谷桂子君 はい。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の女性の市職員の管理職登用の考え方についてということでの改めてのご質問でございますが、答弁をさせていただきます。

市のホームページで公表しております平成 31 年 4 月 1 日時点の消防職員を除いた管理的地位にある女性職員の数でございますが、24 人中 2 名ということで、割合としては 8.3% となっております。さきに答弁をさせていただきました夕張市特定事業主行動計画において、指導能力、それから管理能力の研

修の受講等を通して女性管理職の割合を10%以上とする目標を立てているところでございます。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 現在、管理職への登用について市長の答弁を伺ったところですけれども、選考についてなのですが、選考はどのように行われているのか、伺います。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の再質問にお答えいたします。

ただいまのご質問で、どのような選考を行っているかということでございますが、そのご質問につきましては、人事案件と関連してくる部分がございしますので、答弁のほうは差し控えをさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 どういったふうに、どのような、では質問を変えますが、選考基準とか選考の方法、そういったことも答弁はしていただけないでしょうか。選考基準とか選考の方法です。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の再質問にお答えをいたします。

管理職登用で、現在行っている議論については、ジェンダーギャップの解消ということでございますから、これは女性管理職に限らずということで答弁をさせていただきたいと思っておりますが、管理職への登用に当たりましては、当然、経験年数、あるいはその仕事に対する、いわゆる熟度といいましょうか、そういったことですか、それから、課における管理、マネジメント、いわゆる先ほども答弁をさせていただきましたが、指導能力、管理能力など、客観的に判断をさせていただいた上で行っているということになります。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 今、管理職への登用について、市長の答弁いただきました。冒頭でも述べましたように、ジェンダーバイアスは誰にでもあるとされています。公平な採用で顕著な例を挙げたいと思います。市長のお好きな音楽分野での事例です。イギリスの学者、イリス・ボネットさんがワークデザインという本を書きまして、その中からの抜粋です。簡単にお話します。

アメリカの五大オーケストラで活躍する女性演奏家は四十数年前までは5%にすぎませんでした。ところが今では女性の比率は35%以上になっています。これは採用試験の方法をほんの少しだけ変えた結果だそうです。それまでももちろん、演奏を聴いて採用を決めていたわけですが、改善した方法というのは、審査員と演奏家の間にカーテンなどを使って、誰が演奏しているのかを見えなくした。たったそれだけで劇的な変化があらわれました。つまり審査員は、これまで音楽的な技術を審査していたつもりでも、男性なのか女性なのか、誰が演奏していたのかをチェックしていたということになります。

また、同じような事例として、大学の最先端の研究チームをつくるために、同じ内容の論文を男性の名前で書いたものと、女性の名前で書いたものの両方を準備して、数グループの学生に評価してもらったところ、同じ内容の論文であるにもかかわらず、男性の名前の方は高い評価で、ぜひ一緒にチームを組みたいという希望が複数グループからありましたが、女性の名前で書いたほうの論文は、一定の評価はあっても、チームを組みたいという希望グループはなかったそうです。

イギリスでも、アメリカでも、女性は主張しないほうが部下や同僚として好まれる。こういうことは多くの場合、日本でも共通ではないでしょうか。

このことから、誰にもあると言われるジェンダーバイアスを排除するためのデザインが必要だと言わ

れています。デザインというのは、Dはデータ、Eは実験、SIGNは標識です。もう一つつけ加えますと、この作者の方は、自分のお子さんを……〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

次、再質問に移りますので、一言だけ言っているでしょうか。

自分のお子さんを保育所に預けるときに、男性保育士に当たったときにやはり躊躇をしたと。女性ではなくて大丈夫なのだろうかというそういう躊躇をしたそうです。

●議長 小林尚文君 そろそろ質問に移ってください。

●熊谷桂子君 はい。再質問いたします。

管理職登用試験を実施している自治体も多いと思うのですが、この管理職の登用試験について、今後どのようにお考えでしょうか。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 ただいまの熊谷議員の再質問でございますけれども、通告をいただきましたジェンダーギャップと男女共同参画というところからちょっと離れているというふうに思うのですが、よりまして、答弁については差し控えさせていただきます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。熊谷議員。

●熊谷桂子君 今お話ししたのは、ジェンダーバイアスがこのように誰にでも存在しているということをお話しして、そのジェンダーバイアスをなくして男女共同参画を推進していただきたいという内容での再質問でしたが、それにはお答えできないということで、非常に残念に思います。

●議長 小林尚文君 熊谷議員、これは要旨の 3 番目の質問、これはもう終わっていますよね。

●熊谷桂子君 これは、本市にかかわっての問題ですので、5 点目の質問というつもりでお聞きしています。

●議長 小林尚文君 要旨は、女性市職員の管理職登用の考え方について何うという部分での再質問

を許してまいりましたが、そこから外れますと、これは通告にはなじまないと考えますので、ご承知おきいただきたいと思います。

●熊谷桂子君 はい。わかりました。

それでは、再質問いいでしょうか。

●議長 小林尚文君 熊谷議員。

●熊谷桂子君 管理職の育成について考察したいというふうに思います。

一般企業では、女性が活躍する企業ほど労働生産性が高く将来性があるとして機関投資家の投資意欲が高いと言われています。しかし、地方や中小企業においては、いまだに女性を積極的に登用する制度を打ち出すと、決まって適切な人材がいないから登用していないだけ、女性に下駄を履かせるのかといった声が上がりますが、これは男性社会の罣だと言われています。加えて、誰が昇格するのかを決めるのは大抵が中高年の男性職員です。昇格するだけでも幾つもの壁があるというのが実態です。性別で役割が固定されがちな日本では、いまだに多くの女性が家事や育児そして介護に縛りつけられています。

総務省の「女性地方公務員活躍・働き方改革推進に関する実態調査」職員向けアンケートでは、管理職になりたい、そう答えた女性職員にその理由を尋ねたところ、家庭やプライベートとの両立が難しい、自分には管理職が向いていない、能力や経験が不足しているためといった理由を挙げる女性職員が……。

●議長 小林尚文君 熊谷議員、ちょっと話を聞いてください。

これは、管理職登用の考え方についてという要旨から外れていると思いますので、これらについての通告がなされていないとみなしますので、要旨に沿った質問に変えていただければと思います。

●熊谷桂子君 はい。議長、よろしいですか。

●議長 小林尚文君 熊谷議員。

●熊谷桂子君 はい。わかりました。

本市のジェンダーギャップを解消していくという、

それが趣旨ですので、能力や経験が不足しているためというふうに、また、プライベートとの両立が難しいというふうに思っている女性職員を、しっかりとそういった不安を解消して、女性職員が管理職への昇任を、自分の現実的なキャリア、そして地域に貢献していく公務員としての役割として、そういった女性活躍をするための研修が非常に大事ではないかというふうに思うのですが、市長の見解を伺います。

●議長 小林尚文君 ちょっとお待ちください。暫時休憩いたします。ちょっと調整いたします。

午前 11 時 23 分 休憩

午前 11 時 33 分 再開

●議長 小林尚文君 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 ただいまの再質問についてですが、再質問にはそぐわないという議長の判断ですので、従います。

そして、最後に一言ですが、男女共同参画に向けての計画づくりは、もうそこまで迫っています。現在、市職員の 40 代・50 代職員男性 43 名のうち管理職は 32 名で 74.4%。これに引きかえ、40 代・50 代女性 16 名のうち 2 名が管理職で、割合が 12% にすぎません。これは男女の総数別に見た管理職の比率ですが、さまざまな要因があるにしろ、余りにも男女共同参画からはかけ離れている数字ではないでしょうか。

ジェンダーバイアスやジェンダーギャップへの気づきから、働き方改革、そして男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会や地域をつくるために、まずは夕張市役所の男女共同参画に向けて市長の大きなご尽力を期待しまして、質問を終わらせていただきます。

●議長 小林尚文君 以上で、熊谷議員の質問を

終わります。

次に、今川議員の質問を許します。

今川議員。

●今川和哉君（登壇） 今川和哉です。本日の一般質問につきましては、第 5 世代移動通信システム「5G」の導入についてということで通告しておりますので、早速一般質問に入りたいと思います。

初めに、5G 導入に向けての市の対応についてお聞きいたします。

2020 年には、次世代の移動通信システムである第 5 世代移動通信システム「5G」の商用化が期待されています。この通信方式に切りかわることにより、通信制の向上というだけでなく、その低遅延、多数接続という性質から、自動運転や在宅医療、スマート農業、テレワーク、ICT 教育等の幅広い分野での技術革新が起きると言われているところです。

現在は第 4 世代である 4G が主流です。通信サービスは、1979 年の第 1 世代の音声アナログ通信から始まり、続いてデジタル方式となりメールなどが送受信できるようになった第 2 世代、さらに高速で大容量のデータ送信が可能になった第 3 世代、第 4 世代といった進化を続けてきたわけですが、今回の第 5 世代である 5G が与える社会的なインパクトは、今までの通信技術の進化よりも相当大きくなるものと考えられています。これは、従来技術の延長線上の、大容量、通信の高速化というだけでなく、超低遅延、多数同時接続による新たなネットワーク要件を備えていることが 5G の特徴であり、身の回りのあらゆるものがインターネットに接続される IoT 実現に不可欠な基盤技術として設計されているためです。

こうした特徴を生かすことで多くの新サービスやビジネスの展開が期待できるほか、スムーズな通信によりタイムラグなくやりとりができることから、リモートワークが加速し、働き方改革の推進、遠隔作業による人材不足の解消など、5G 普及によって都市と地方の格差解消や課題解決の一步となることも期待されます。

この技術革新にいかに対応していくかは、企業だ

けでなく、自治体にも求められている点ではないでしょうか。今後、導入が進んでいく5Gへの対応として、市はどのように考えているか、伺います。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君（登壇） 今川議員の5G導入に向けての市の考え方についてのご質問にお答えをいたします。

昨年の第4回定例市議会におきまして、前市長が答弁をしてございますけれども、過疎で広域な本市における行政、医療、産業等さまざまな分野において今後の通信技術の発達に大いに期待するところがあります。

一方で、5G回線の地域への導入につきましては、通信事業者の判断によるものでありますことから、引き続き、国や北海道及び事業者からの情報収集、把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

今川議員。

●今川和哉君 通信事業者からの情報収集に努めるという答弁でございましたが、この質問の意図というと、来年以降、本格的に5G対応技術が普及し始めるころに、どの自治体も当然、盛んに整備を求めていくということが予想されます。そこから動き出した場合、やはり資金力に余裕のある自治体だったり、収益性のある人口が多い都市のほうが誘致や利用政策を打ちやすいわけで、後手に回った当市ではなかなか通信環境が整備されないということが危惧されるところです。

そういったおそれというのは、現状考えられないのか、その対策はとれているのか、伺います。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の再質問にお答えをいたします。

ただいまご指摘をいただきました5G導入に当たりましての市の、何というのでしょうか、スピード感のあるスタンスというか対応ということが必要ではないかというご質問だというふうに思いますが、

先ほどの答弁の中で申し上げました、国や北海道及び事業者からの情報収集というのは、ご承知をいただいておりますとおり、本市は財政再生団体ということで、限られた財源を活用しながら行財政運営を行っているところでございます。そのような状況の中で、この5G回線の導入に係る経費について、現在のところ計画には盛り込まれていないという背景もございますので、その点では今後取り進めるに当たっても慎重な面が求められるというところについてはご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

今川議員。

●今川和哉君 では、続いて、2点目、5Gの早期活用に向けた活動ということでお聞きいたします。

通信事業者へのさらなる働きかけ、総務省との協議において、例えばプレサービスだったり5Gを活用した実証実験の働きかけを事業者に行っていくというようなことは考えられないのか、その可能性を伺います。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員のご質問にお答えをいたします。

5Gの総合実証実験については、2017年より全国の複数の箇所において通信事業者を主体とした技術的検証が行われているということを承知してございます。

一方で、5Gが来年春より商用サービスが開始されることから、今後においても実証実験が行われるかどうか情報が得られていないこと、また、これまで各自治体向けに実証試験実施希望の照会がなされたことがなかったこと、それから、5G導入が真に必要な地域課題の整理及び試験導入に当たっての受け入れ体制の整備が本市においてなされていないことなどから、実証試験の働きかけを本市が行うことは考えておりません。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

今川議員。

●今川和哉君 受け入れ体制の整備などができていないということで難しいということでしたが、例えば、確かに自治体には、例えば教育と医療といったような場合は、実施機関である学校や医療法人との連携を行わなければいけないということは十分に考えられます。

例えば、こういうときに、ある程度市が主導的な立場で、こういった機関に情報提供や導入提案などの推進をしていかなければ、そもそも始まることのできないと考えますが、市長の考えはいかがでしょうか。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の再質問にお答えをいたします。

ただいまご質問のございました市の主導的な体制についてでございますけれども、先ほどの答弁と一部重複するところがあるのですが、現在、本市は財政再生団体という中で、行財政運営にどのような事業、施策を盛り込んでいくかということについて常に考えながら仕事をさせていただいているところだと思います。

一方で、議員のほうからご質問がありましたのは、とはいえ、社会全体がそういう方向に今進んでいる中で、遅れることがないのか、あるいは、その先頭に自治体が立つべきではないのかと、そのようなご質問だったというふうに思うのですが、今のところ具体的な導入に向けての考えは、先ほど申し上げたとおりなのでございますが、今後、第2期総合戦略でございますけれども、この戦略の新たな視点としても、新しい時代の流れを力にするソサエティ 5.0 実施に向けた技術の活用という視点が立てられているところでございます。

そのようにうたわれておりますので、今後、市の戦略の中でそういった検討が盛り込めるものかどうかということについては総合戦略の中で考えてまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

今川議員。

●今川和哉君 前向きな答弁をありがとうございました。

それでは、最後に3点目、行政サービスの技術革新についてお聞きいたします。

行政サービスにおいても業務をシステム化することによって、その分を職員である人間が本来行うべき作業に向ける等の負担軽減を行うことができると考えられます。こちら全国を見ますと、事務作業や定型業務をソフトウェア型のロボットが代行自動化するロボティック・プロセス・オートメーション、いわゆるRPAと呼ばれるシステムの活用によるデータの入力業務やペーパーレス化、タブレット端末の活用等を実際に行っている自治体の例があるところですが、夕張市におけるIT技術革新への対応について、市長の考えをお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員のご質問にお答えいたします。

夕張市における行政サービス、これを今後も持続可能なものとするために、省力化、省コスト化の検討、これは必須なものであると考えてございます。その上で、財政再生団体である本市といたしましては、新しい技術を導入する際には、他自治体の実績、効果など、そういったものを十分検証をさせていただいた上で、それが本市の実情に沿うものか、この検討をしながら判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

今川議員。

●今川和哉君 答弁にもありましたように、他の自治体ではどのようなことを行っているのか、また、当市ではどのような技術が利用できそうか、こういったものは常に調査や情報収集を行っていかねばならないものと考えますが、そういった体制については当市では整えられているのかどうか、お伺い

いたします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の再質問にお答えいたします。

他自治体の情報収集の体制についてということですが、体系的にそういった体制を構築しているということは現在ないわけですが、それぞれ各担当課において出席する会議、あるいは私が市長として出席する会議、そのような中でも情報交換の機会がございまして、実際にこのAI化の方向についてのお話もお伺いすることもございます。そういったことを持ち帰りまして、例えば庁議の中で全体化をする、そのような形の中で現在対応しているというところでございます。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。
今川議員。

●今川和哉君 ありがとうございます。

今回のテーマ全体として、技術革新というものはペースが早いもので、どんどん新しいものが出てきます。どのような技術があり、何が使えるか、情報収集と検討が大事なものと考えますので、今後とも欠かさず行っていただきたいと思いますようお願い申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わります。

●議長 小林尚文君 以上で、今川議員の質問を終わります。

本田議員の質問は午後からとし、午後1時まで昼食休憩といたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

●議長 小林尚文君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本田議員の質問を許します。

本田議員。

●本田靖人君（登壇） 本田靖人でございます。通告に従い、防犯灯維持に向けた町内会に対する支

援策の検討状況について質問いたします。

私はこれまで一般質問の場で4度にわたり防犯灯に関する質問をしてまいりました。その背景には、本市の財政破綻後に急速に進んできた人口減少や住民の高齢化による地域コミュニティの疲弊という課題がございます。平成18年度までは、夕張市防犯灯補助規則に基づく各町内会に対する防犯灯の設置や維持管理に対する補助制度があったものの、平成19年度以降に廃止となり、その後は各町内会に防犯灯の維持管理をお願いしてまいりました。ところが、町内会の会員数の減少等の事由により、維持費の捻出が厳しくなり、町内会の判断でやむを得ず防犯灯撤去、もしくは点灯を取りやめる箇所が出てまいりました。こうしたこともあつてか、夕張小学校の児童から夜道が暗くて怖いといった発言が聞こえてまいりました。

平成28年第1回定例会において、こうした児童の声をもとに、防犯灯に関する改善を図る必要性について、鈴木前市長にお考えを聞いたところ、交通安全上または通学の安全確保の観点から、ご発言をいただいた児童の方が実際に体験した言葉というのは、非常に私も重いというふうに思っておりますので、その他子育て環境の充実の部分等を踏まえまして、優先順位を精査した上で必要なものについては対応していきたいと思っておりますと答弁されました。

その後の防犯灯に関する一般質問に対する前市長の答弁を全て列挙することは控えますが、発言を整理しますと、まず、防犯灯の補助の復活は考えていないこと、全体の状況を把握し、交通安全上、生活上の不安を解消する上で必要性の高いところを整理し、その上に立って優先順位の高いところに対してどのような手当をしていくのかを検討していく旨のご答弁をされています。

こうした考えに基づき、通学路安全プログラムの活用や道路ストック計画の策定の中で市内防犯灯の現場を市は把握をされました。その結果、市内に約580灯の防犯灯があることがわかったとも答弁されています。

防犯灯について最後に質問をした、平成30年第4回定例会においては、今後はやはり、交通安全上、また生活上、必要不可欠なところであって、行政として対応ができる部分があるのか否か、また、町内会の皆さんがどういった思いでいらっしゃるのか、そういったことをお聞きした中で、LED化することが適切であるという考えが出てきた場合について、そういったことも検討の俎上に上げることは必要ではないかというふうには考えておりますとお答えになっております。

そこで市長にお聞きしますが、まず、市は、各町内会が防犯灯についてどういった思いでいるのかについてお聞きする場を設けたのでしょうか、また、行政として対応ができる部分があるのかについての検討をされたのでしょうか、そしてLED化が有効であるかどうかの検証をされたのかについてお聞きします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君（登壇） 本田議員からの防犯灯維持に向けた町内会に対する支援策の検討条件についてということで答弁をさせていただきます。

まず、町内会から防犯灯の点について聞く場を設けたのかどうかというご質問でございますが、この防犯灯に特化して町内会の皆様からご意見を承る機会を設けたということは今のところございませんが、私が就任してからさまざまな機会で市民の皆様からご意見を伺っておりますけれども、現在のところ、防犯灯についてのご相談はない状況でございます。

次に、行政で対応できる直営化の検討についてでございますけれども、交通安全上必要である箇所に防犯灯がある場合、市の照明として新たに設置をし、防犯灯と切りかえを行っている、そのような箇所がございます。引き続き、地域の相談に対しまして具体的な状況を確認しながら、道路照明の設置基準により対応してまいります。

それから、LED化することが適切であるという考えが出てきた場合、そういった検討の俎上に上げることについてということでございますが、防犯灯

のLED化についてでございますけれども、現在、市内の多くの町内会におきまして、防犯灯のLED化を進めているというふうにお聞きしております。LED化によって電気量の削減効果は、設置している照明と比較で、ワット数にもよりますが、2分の1から3分の1の電気料金の削減効果があると伺っておりまして、今後、町内会から相談がございました折には技術的な助言を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

本田議員。

●本田靖人君 まず、防犯灯に関する町内会の皆さんの思いを聞く場についてのご答弁の中で、さまざまな機会でお話をお聞きしているところ、今のところ相談はないというご答弁でありましたが、さまざまな機会でのというのは、例えばこういった機会なのかを教えてください。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 本田議員の再質問にお答えをいたします。

各町内会、それから各団体等で、いろいろと敬老会ですとか野遊会、そういったものも含めて、参加のご案内をいただく場面がございます。そのようなときには、その会の趣旨にとどまらず、いろいろなご意見をいただけるような、私としても体制をとっており、そのような場所でのことを指しているものでございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

本田議員。

●本田靖人君 各種イベント時に、その場に居合わせた方々から、テーマを絞らずにさまざまなご相談をお聞きしているといったようなご答弁だったかと思うのですが、当然、私も、そういった市長として市民の皆様からお声を聞くということはされていると思いますし、今後にも必要なことだとは考えるのですが、例えば、前鈴木市長のときには、ふれあいトークですとか、市長と語ろう会といった、そうい

った場を公式に設けて、そこにご参加をいただいてお話をするといい、記録に残る形での住民の皆様からの意見をお聞きするという場がありましたが、現時点で、厚谷市長がそういった公式の場での住民の皆さんの意見を聞くという場を設けているというふうには認識をしていないのですが、今の、これまでの現状と、今後のその辺の予定について、あれば教えてください。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 本田議員の再質問にお答えいたします。

ただいまいただきました質問の中で、住民の皆様から公式な場所で、例えば前市長が行われていたようなふれあいトーク、それから5人以上集めてやる、ご意見を承る場ということでございまして、この点については、実は熊谷議員からも前回の定例会だったのでしょうか、ご質問をいただいたところでございまして、私、その中では、今年中には行う方向で検討したいというふうに答弁をさせていただいているところなのですが、大変申しわけございませんが、年内の開催というのは、今、予定というか日程を組めない状況でございます。

それで、年が明けましたら、議員もご承知いただいておりますとおり、総合戦略に関する検討を進めていく中で、住民の皆さんのご意見を承る場は当然必要になってくると思いますので、その機会が初めての機会になってくる予定でございます。それで、その点につきましても、総合戦略についてのご意見を承るということは、市政全般についてのご意見を承る場になる、あるいは、そのようにこちらのほうが組み立てるという配慮も必要かと思っておりますので、そのようなことで取り進めてまいりたいと思っております。

●議長 小林尚文君 再質問ありますか。

本田議員。

●本田靖人君 今後、総合戦略を策定していく中で、ご意見を伺いながらというご答弁だったかと思うのですが、市長おっしゃるとおり、今後の市政全

般についての大きな方向性を定めるという意味で非常に重要な場になってこようかと思います。

過去のこの一般質問の場でもご報告をしましたが、昨年秋に私が独自に防犯灯に関するアンケート調査を全町内会に発送をして、お聞きをしたということは申し述べたとおりなのですが、その中で、防犯灯の維持管理に苦慮されているという町内会があったことは事実なのですね。しかも、それが一つや二つの町内会ではなく、複数にわたりあると。傾向としては、世帯数の多い、大きな規模の、ある程度大きな町内会に関しては、自力でももちろん創意工夫をされて頑張っているところもありましたが、住民世帯数の規模が10戸から20戸、30戸程度の町内会におきましては、防犯灯の維持には非常に苦労しているという数字といえますか、結果も出ています。

ただ、先ほどの最初のご答弁の中で、相談はないと、今のところ市として相談は受けていない。裏を返すと、相談は受けていないので、町内会としてはそれほど困っていないのではないかという認識になっているおそれがあるなというふうに私は聞いて取れたのですが、その辺について、市長としてはどのようにお考えでしょうか。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 本田議員からの再質問にお答えをいたします。

1 問目といたしましうか。一番冒頭の質問に対しまして私のほうから、現在のところ防犯灯についての相談はございませんというふうに答弁をさせていただいたところですが、それをもって、議員のほうからただいまご質問がありましたように、全くそういった課題、問題がないものという受けとめ方はしてございません。

それで、今後、先ほど議員からもお話がございましたとおり、街路灯の調査の結果も拝見をいたしまして、やはり議員ご指摘いただいているとおり、その町内会の規模によっては、既にLED化を進められているところもあり、場合によってはそういった

ことも最低限、町内会の中で最低限の箇所だけでも何とかというような思いがあるかもしれないというところもございますので、その点については、これから担当課の対応も含めてしっかり取り組んで参りたいと考えております。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。
本田議員。

●本田靖人君 今のご答弁について、関連して申し上げますと、LED化の状況についてもさきに述べたアンケート調査の中でお聞きをしています。そのとき、ご回答いただいた中で、検討はしているけれども未実施。要は、LED化することによってランニングコストを抑えられることはわかっているのだけれども、LED化の工事になかなか踏み切れない、財政的に厳しいんだといった回答をいただいたのが2割に上るという結果もございます。

私の考えとしては、平成18年度までの補助規則の復活、これは全く私としても望んでいるわけではなくて、そうやって今申し上げたような、自力で何とかできるところまでやりたいのだというふうに頑張っている地域の対して、何らかの手を差しのべる必要があるんじゃないかという意味合いで、市として何らかの手だてを講じる必要があるのではないかという訴えなのです。

まず、これまでの市の答弁を整理した中で、状況を把握して、次の段階として、では、どういう政策が打てるのかとか、どういう対応ができるのかということを検討して、できる範囲で実行するという組み立てが必要だというような流れの答弁だったかと思うのですが、もう状況を把握されました。今後は、では、どういうところに、どういった手が差しのべられるのかという検討をする段階に入っているものと私は判断をしているところでありますが、そういった中で、市としてはやはり、財源が厳しいという事情も私もわかります。限られた財源の中で地域の皆様にも地域で頑張っていたかなければならない。そういった中で、やはり、先ほど答弁の中に、防犯灯に特化した意見をヒアリングする場を設

けていないというご答弁でしたが、私としては、まず、町内会、防犯灯を管理されている町内会の責任者の方、担当の方にお集まりをいただいて、具体的にどういった点で困っているのか、市にどういったことを要望したいと思っているのか、そういった場を、まず聞くというのが次の段階として必要なのではないかなというふうに考えるのですが、市長の見解について伺います。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 ただいま本田議員のほうからございました再質問にお答えをいたします。

防犯灯についても、次のステップに移行している状況であって、具体的に町内の方のお話を聞く状況ではないかということでございますが、今、令和2年度の予算編成の作業も具体的に行っているところでありますので、まずは、その予算編成の中で飲み込めるかどうかという状況あるいはその必要性というものもこちらのほうでちょっと判断させていただきながら、そのような決断に至った場合については、そのような場を設けていくことについてもこちらのほうで検討していきたいと考えてございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。
本田議員。

●本田靖人君 ただいまの市長のご答弁の流れ、私が聞き間違いがあったらいけないと思うので確認したいのですが、今、予算編成をこれから進めている段階だと。その中で、何らかの補助といいますか、各町内会に対する補助の余裕があるかどうかを見きわめると。そこで多少の財源的な余裕があると判断をしたら各町内会の意見をお聞きするというご答弁だったでしょうか。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 本田議員からの再質問にお答えいたします。

ちょっと、私の答弁のほうも整理がついていなくて申しわけなかったと思うのですが、今後、令和2年度の予算編成を今行っているということで先ほど答弁をさせていただきました。それで、その

中では従来から計上している経費と、それから新規で計上されているものというふうに整理をしているところでございます。それで、今の段階で言うと、非常に状況としては、また厳しい側面もあるのですが、その中で今回ご質問をいただいた、この防犯灯の町内会の対応について、その必要性というのをちょっと改めて検討させていただいて、実施できるか、実施すべきかどうかということについて、判断をさせていただきたいと思います。今の段階では、私のほうから実施しますということは申し上げられないわけですが、ぜひ、その点についてはご理解をさせていただきたいと思います。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。
本田議員。

●本田靖人君 順番の問題かもしれませんが、何らかの手だてが打てるかどうかは別にして、私としては、私の思いとしては、まず、町内会の皆様からご意見を伺ってほしい。このことは要望したい。

そのご意見をよく聞いていただいて、では、どうことができるかということを考えるのですけれども、でも財源が限られているので、ちょっとこれは、今回は厳しいかもしれないなというような、例えばそういった判断の順序になるのが私は理想かと思うのですが、ぜひ、そういった町内会の皆様からご意見を聞く場を早急に設けていただければというふうに考えるのですが、この点についてはいかがでしょう。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 本田議員の再質問にお答えいたします。

これまで、議員のほうでも精力的に防犯灯の関係でお取り組みをいただいておりますところについては、大変敬意を表するところでございます。それで、その上で早急に町内会の皆様にとということでございますが、時期について今言及できるものではございませんけれども、議員のほうからご要望のありました町内会の担当の方を集めて、まず状況をお伺いするという場については、おつくりをするように

準備をさせていただきたいというふうに思います。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。
本田議員。

●本田靖人君 ただいまの答弁、非常に心強く聞かせていただきました。市長の政策の中に、市民との協働ということが大きくうたわれておりますし、市政執行方針の中にも、地域再生のエネルギーは人から生まれるものなんだということが掲げられています。人口減少が進んでいるとはいえ、この地域、夕張市を支えてくださっているのは、各地域の皆様であるということを再認識、私もしているところでありますし、理事者の皆様にもいまだ一度その点を重要視していただいて、持続可能な地域をつくっていくといった姿勢に立っての市政運営をお願いしたいなというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

●議長 小林尚文君 以上で、本田議員の質問を終わります。

次に、千葉議員の質問を許します。

千葉議員。

●千葉 勝君（登壇） 千葉勝でございます。通告に従いまして、2020 年度から始まります会計年度任用職員制度について質問いたします。

全国的に、自治体職員は、1994 年、平成 6 年の 328 万人をピークとして、定員適正化やアウトソーシングなどにより、2006 年、平成 18 年から 2016 年、平成 28 年までに自治体正規職員は約 26 万人減少し 274 万人となっていますが、非正規職員の数は増加を続けており、今や全国に約 70 万人ほどがいると推計されていて、正規職員が非正規職員に置きかえられている実態がうかがえます。

自治体の非正規職員は、一般事務はもとより、教育、保育、給食調理、図書館職員、看護師、看護補助員、学童保育などの職種に広がり、本格的、恒常的業務を担っていて、現状において地方行政の重要な担い手となっております。しかし、給料は正規の 3 分の 1 から半分程度、任用期間は半年や 1 年の期限付で繰り返し任用され、何十年働いても昇給はな

し、通勤手当など各種手当も不十分で、年休や各種休暇でも正規職員と差がつけられているのが現状であります。全国の自治体で、行政コスト削減のため、非正規化が進み、任用根拠も更新方法もまちまちとなっている実態が生まれました。

このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められ、2017 年、地方公務員法と地方自治法が改正され、2020 年 4 月から自治体の正規職員の非正規の一般職に会計年度任用職員制度が導入されます。この制度は、特別職の任用及び臨時的任用の適性を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定が整備されました。また、会計年度任用職員について、期末手当の支給も可能となりました。

夕張市の行政執行体制も平成 19 年度以降は、従前を上回る職員個々の踏ん張りとは自治体などからの派遣職員の力によって成り立ってきました。また、公共サービスの多様化に対応し、安定的にサービスを提供するために非常勤職員も雇用されています。

現在、各自自治体では、総務省の会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルに沿って準備が進められていると考えます。

そこで、1 点目の会計年度任用職員制度導入に係る市の基本的方針について、市長にお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君（登壇） 千葉議員の会計年度任用職員制度導入に係る市の基本方針に関する質問にお答えいたします。

議員ご承知をいただいておりますとおり、令和 2 年 4 月 1 日に施行されます改正地方公務員法によりまして、本市がこれまで雇用していた臨時職員、嘱託職員の大半の業務が新たに定義される会計年度任用職員が担う業務へ移行することになります。

本市における会計年度任用職員の制度設計を行うに当たり、まず、各職場に配置されております臨時職員、嘱託職員の業務内容、業務量、次年度におけ

る必要性などの聞き取りを数度にわたって行い、業務の実態を十分に把握した上で、国の指針に基づき制度へと反映させたところでございます。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 今、市長のほうの答弁なのですが、基本方針を取りまとめるに当たって、各課等からヒアリングを行ったということで確認してよろしいですか。

●市長 厚谷 司君 はい。

●千葉 勝君 次の質問に移ってよろしいですか。

●議長 小林尚文君 いいですか。

では、移ってください。

●千葉 勝君 続いて 2 点目に移らせていただきます。

12 月 1 日現在で、非常勤職員の嘱託職員が夕張市に嘱託職員が 41 名、臨時職員は交通安全指導員も含めて 102 名が雇用配置されていると伺っております。この非常勤職員の嘱託職員と臨時職員の新制度下での任用形態はどのようなのかについてお伺いしたいと思います。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 千葉議員の質問にお答えいたします。

非常勤職員の新制度下での任用形態についてということでございますけれども、会計年度任用職員移行後、任用形態についてであります。制度上は、まず 1 点といたしまして、改正地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に定める常勤職員と同一の勤務時間である者をフルタイム会計年度任用職員、そしてもう 1 点、同第 1 号に定める 1 週間当たりの勤務時間が常勤職員のそれより短い者をパートタイム会計年度任用職員の 2 種に区分しております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 フルタイムとパートタイムの件を

お考えなのですが、パートタイムは常勤職員より時間的に短いというお話なのですが、時間的に例えば 1 分なのか 10 分なのか、その辺についての定めはあるのでしょうか。

●議長 小林尚文君 総務課長。

●総務課長 芝木誠二君 千葉議員の再質問にお答えします。

パートタイム会計年度任用職員は 1 週間において 38 時間 45 分以下のものを指します。

以上です。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 わかりました。ありがとうございます。

総務省の説明で、現行の臨時職員、嘱託職員は、そのほとんどが新たに設けられます会計年度任用職員に移行されるというふうに説明されておりますけれども、2020 年 4 月から、夕張市においてもそれぞれの職の必要性を十分検討した上で、新制度においても会計年度任用職員へ移行するののかという考えについてお伺いしたいと思います。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 千葉議員の再質問にお答えをいたします。

ただいまの今後の任用のあり方ということでございますけれども、議員のほうから、ご質問のありましたいわゆる会計年度任用職員としてのポストが減少するかもしれないという危惧もお含みのことと思うのですが、常勤職員の配置というのが夕張市、非常に今困難な状況でございますけれども、現在、任用を来年度から始めようとしております会計年度任用職員、これについては現行の臨時嘱託職員が配置されたポスト、基本的には削減を行っていないというところではございます。

ただし、1 問目の質問でお答えをいたしましたように、会計年度ごとの任用ということになりますので、その職務の内容ですとか必要性については、今回も当然ヒアリングを行っておりますし、今後も引

き続きそのような対応を行っていく流れになっていく予定でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 そうしますと、毎年毎年、何人採用するかについては検討されるということでよろしいですか。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 千葉議員の再質問にお答えいたします。

そのとおりでございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 次に、任期、任用でなくて任期の空白期間についてお伺いしたいのですが、会計年度任用職員の任期については、任用の日から会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めることになっております。各地方公共団体において適切に判断されるべきものと認識しております。

また、退職手当は社会保険料等を負担しないようにするため、再度の任用の際、新たな期間と前の期間との間に一定の期間、いわゆる空白期間を設けることは適切ではないと総務省は言っているのですが、夕張市の考えをお聞かせ願いたいと思います。

●議長 小林尚文君 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 44 分 休憩

午後 1 時 45 分 再開

●議長 小林尚文君 再開いたします。

市長。

●市長 厚谷 司君 千葉議員の再質問にお答えをいたします。

任期についてでございますけれども、基本的に任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間内ということで、その間において、任用期間が異な

るものがあるのかということなのでございますけれども、業務の内容に応じてそのような期間が異なるということはございます。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 休憩いたします。

午後 1 時 4 6 分 休憩

午後 1 時 4 9 分 再開

●議長 小林尚文君 再開いたします。

市長。

●市長 厚谷 司君 千葉議員の再質問にお答えをいたします。

任期の関係でのご質問でございまして、総務省が指摘をしておる空白期間の設定について、市のほうでも同様にその期間の設定を行ってはおりません。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 3 点目に移ってよろしいですか。

●議長 小林尚文君 進めてください。

●千葉 勝君 続いて、3 点目に移らせていただきます。

会計年度任用職員の採用方法については、競争試験によることを原則とする任期の定めのない常勤職員とは異なり、新地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項で競争試験または選考によるものとするとして設けられております。夕張市における、会計年度任用職員の採用、任用の考えについてお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 千葉議員のご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の採用におきましては、試験または選考を行い、適正に対処してまいります。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 ただいま、競争試験または選考に

よるというご答弁だと思うのですが、これも総務省のマニュアルの中には、競争試験によらず、選考によることとし、その方法として面接や書類選考等によることも可とするというようなことが書かれてあると思うのですが、夕張としては先ほどあったように、競争試験も導入されるのかどうかについてお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 答弁調整のため、休憩いたします。

午後 1 時 5 1 分 休憩

午後 1 時 5 2 分 再開

●議長 小林尚文君 会議を再開いたします。

市長。

●市長 厚谷 司君 千葉議員の再質問にお答えをいたします。

会計年度任用職員の採用の方法でございますが、先ほど答弁をさせていただきましたのは、法の競争試験または選考によるものとなっている議員からの質問に対しての答えでございます。それで、この試験または選考を、それでは両者とも市のほうで今後行っていくのか、あるいはどちらかなのかということでございますけれども、現在、制度設計の中、今後、市といたしましては、法の趣旨にのっとりつつ、実情に応じた対応を図っていきたいというのが今の現状でございまして、現段階でそのどちらにするということについては、まだ決定している状況ではございません。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 わかりました。

次に、2020 年 4 月の施行に合わせて、条例改正に基づき会計年度任用職員の新採用が行われると考えられますけれども、導入に向けた今後のスケジュール等はどうなっているかについてお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 千葉議員の再質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の関係条例につきましては、本定例議会において提案してございまして、議決をいただければ、次年度4月採用職員について、年明けより採用活動を行うこととなります。

採用活動は、配属する部署ごとに行うこととなりますが、市ホームページに統一の公募記事を掲載する予定でございます。その他、公募に当たりまして、ハローワークなど広く活用することを念頭に置いております。一定の募集期間を設けた後、応募のあった方から選考を行った上で決定することといたしております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。
千葉議員。

●千葉 勝君 統一したものを市のホームページに載せるけれども、それらの仕事については、採用する各課が対応するというところでよろしいですか。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 千葉議員の再質問にお答えいたします。

そのとおりでございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。
千葉議員。

●千葉 勝君 4点目に移ってよろしいですか。

●議長 小林尚文君 進めてください。

●千葉 勝君 では、次に移らせていただきます。

会計年度任用職員制度の趣旨に非常勤職員の処遇の改善が含まれていて、今よりよい処遇となるとなっております。政府は、会計年度任用職員には、新地公法第24条職務給原則、均等の原則等が適用されるので、給与決定に当たっては、常勤職員の初任給決定基準や昇給の制度との均衡を考慮する必要があるし、各種手当については、各地方公共団体において条例等で定めることにより支給できると説明しております。

そこで、夕張市における会計年度任用職員の給

与、報酬、各種手当、休暇制度等の処遇についての考えをお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 千葉議員の会計年度任用職員の報酬、休暇制度などの処遇についてのご質問でございますが、会計年度任用職員の処遇について、まず、給与面でございますけれども、フルタイム会計年度任用職員が給料、パートタイム会計年度任用職員が報酬となります。

給料または報酬の基準につきましては、常勤職員の俸給表1から2級を適用し、任用する業務内容や資格に基づき号俸を決定する考えをいたしております。

次に、各種手当につきましては、時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当などのほか、所定の条件を満たした場合、期末手当、短縮手当を支給することとしているところでございます。

また、休暇につきましても、国の非常勤職員制度に準じて、本市においても制度化をするものでございます。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。
千葉議員。

●千葉 勝君 給料、報酬等につきましては、常勤職員の俸給表1から2級を適用するということなのですが、今現在、非常勤職員で勤めている方が新たな会計年度任用職員に採用されたときに、給料が下がることもあり得るのかなど。例えば連絡して今もらっている給料を現給保障されるのかなどについてお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 答弁調整のため休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後1時59分 再開

●議長 小林尚文君 会議を再開いたします。
市長。

●市長 厚谷 司君 千葉議員の再質問にお答えいたしますが、その前に、先ほどの答弁で1点、ちょっと訂正をさせていただきたいところがございます。ご配慮のほどお願いしたいと思います。

それで、私のほうから先ほど、給料または報酬の基準については常勤職員の俸給表という表現をいたしましたけれども、この俸給表という表現を、給料表にご訂正をお願いしたいと思います。

その上で、年収ベースでの比較のことでございますが、年収ベースで比較をした場合に、減となるケースはございません。ただし、一部の職種については現給保障を行っていくという考え方がございますので、その点を申し添えたいと思います。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 では、よろしくお願いいたします。

次に、国のマニュアルでは、この新制度導入に当たり、会計年度任用職員の給与、報酬等の処遇については、関係団体、夕張市であれば夕張市職員労働組合との協議を経て任用や勤務条件等を確定するとなっておりますと私は認識しておりますが、そこで、関係団体の協議等についてどのようにになっているのかについてお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 千葉議員からの再質問にお答えをいたします。

ただいまご質問のありました、関係団体などとの協議ということでございますけれども、職員団体のほうからも、会計年度職員制度の確立に向けたということで、こちらのほうと協議の場を設けるということになってございましたので、その点については、既に済ませておるところでございます。

以上です。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 関係団体との協議は終了したのか、それとも、今後とも継続して話し合う余地はあるのかどうなのか等についてお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後2時01分 休憩

午後2時02分 再開

●議長 小林尚文君 会議を再開いたします。

市長。

●市長 厚谷 司君 千葉議員の再質問にお答えいたします。

職員団体との協議については継続であるのか、完結したのかということでございますけれども、今回の協議におきましては、条例案を提案させていただくことについてのご理解はいただいたものというふうに考えてございます。ただし、会計年度職員の制度上、毎年度新たに雇用していくというようなところもございまして、それによつては職種が変わっていくでありますとか、そのような課題もあると思いますので、そういった運用の中での今後の継続的な協議というのはこれからもあるであろうというふうに考えております。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

千葉議員。

●千葉 勝君 わかりました。

では、次に移ってよろしいですか。

●議長 小林尚文君 進めてください。

●千葉 勝君 では、5点目の質問に移らせていただきます。

会計年度任用職員には、期末手当の支給が可能となります。その処遇改善分の財源の措置についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 千葉議員の質問にお答えいたします。

会計年度任用職員に係る経費は、従前の臨時職員、嘱託職員の雇用と比較をいたしまして、増額となる分も含めて、一部の例外を除き全て一般財源で賄うこととなります。したがって、財政団体であり

ます本市においては、一般財源の増額となりますことから、今後一層の節減を図っていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。
千葉議員。

●千葉 勝君 はい。わかりました。

市長もこれはご存じだと思うのですが、2018年3月の定例会において、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職、非常勤職員の処遇改善と雇用安定によって必要となる財源については、地方財政計画に反映していただきたい等を求める意見書が全会一致で夕張市の議会で可決されております。今回の地方自治法、地方公務員法改正の趣旨は、均等待遇を実現するため、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するために改正されましたことを踏まえて、市長におかれましても、地方財政計画に必要な財源を盛り込むよう、市長会等を通じて国に要請するべきと私は考えるのですけれども、市長の考えをお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 千葉議員のご質問にお答えをいたします。

まさに、市といたしましては、今回、条例化をご審議いただき、ご決定賜りたいという段に来ておりますけれども、これまで全国市長会などでも、ただいまご案内のございました財源の問題については、やはり地方公共団体の負担にならぬようにということでの要望というものは、この間も行っているということについてはご理解をいただきたいと思います。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。
千葉議員。

●千葉 勝君 それでは、今後とも、市長会等を通して国のほうへの要望をよろしくお願いしたいと思っております。

臨時・非常勤職員の人数や任用形態は毎年度見直しされると考えられます。そうなると、職務の分担

や職員配置にも影響が出るのではないかと私は考えます。市長は、6月の所信表明で夕張市の再生のキーワードの一つに行政の充実を挙げております。市民生活を支える行政運営の安定的な持続のためには、体制の確保が喫緊の課題で、派遣職員等、他からの支援がなくても安定的に行政運営が進められる体制づくりのためにも職員数の見直しを急いでまいりますとの表明をしておりますので、早急に、職員数の見直し等についての検討を市長にお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

●議長 小林尚文君 以上で、千葉議員の質問を終わります。

以上で通告されました質問は全部終了いたしましたので、日程第5、一般質問はこれをもって終結いたします。

●議長 小林尚文君 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時08分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 小林 尚 文

夕張市議会 議員 高 間 澄 子

夕張市議会 議員 今 川 和 哉